The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	民法（債権関係）改正による時効障害制度の再構成 ：中断・停止から更新・完成猶予へ
Author(s)	大久保, 邦彦
Citation	阪大法学. 2018, 68(3), p. 1-36
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87160
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

論　説

民法（債権関係）改正による時効障害制度の再構成

――中断・停止から更新・完成猶予へ――

大久保邦彦

一　はじめに

平成二九年五月に民法（債権関係）改正法が成立し、平成三二年四月一日から施行されることになった。

時効障害制度は、時効の中断・停止から時効の更新・完成猶予へと再構成された。改正前は時効中断事由が発生すると、それまでに進行した時効期間がゼロになる結果、①時効の完成が妨げられ（暫定的中断効）、②時効は中断事由が終了した時から新たにその進行を始めるが（確定的中断効）[1]、改正法は、①の効力を「時効の完成猶予」、②の効力を「時効の更新」と表現することにした。他方で、改正前は、時効の完成間際において権利者が時効中断の措置をとることが困難な事由（権利行使困難型の事由）のみを時効停止事由としていたが、改正法は、訴えの提起や民事執行・民事保全の手続の申立てなど権利行使型の事由に対しても権利行使困難型の事由と同様の効果を与えることにし、「時効の停止」を「時効の完成猶予」と表現することにした。

本稿は、時効障害制度について、改正の前後で変更される（ないしその可能性のある）民法の規律、民法改正により生ずる解釈上の疑義、民法改正に伴い改正が必要となると思われる特別法の規律を、可能な限り網羅的に指摘することによって、今後の研究と実務の礎石とすることを目的とする。他方で、改正前から存在した問題は、検討の対象外とする。

二　時効中断制度の再構成

1　時効中断効の二元化

改正前民法は、①時効の完成が妨げられるという効力（旧一五三条）と、②それまでに進行した時効が全く効力を失い、新たな時効が進行を始めるという効力（旧一五七条）を、いずれも「中断」という同一の用語で表現しており、このことが時効制度を難解にしている一因となっていた。[2] そこで、改正法は、①中断事由によって時効の完成が妨げられるという効力を時効の完成猶予、②新たな時効が進行を始めるという効力を時効の更新という表現を用いて再構成した（新一四七～一四八条など）。[3] このように効力面では「時効の中断」は「時効の完成猶予」と「時効の更新」とに二元化された。

整備法[4]では、民法における語句の見直しに伴って他法律の語句を置き換えるといった形式的な改正が多く行われたが、その例の一つが、時効の中断・停止を時効の完成猶予・更新に置き換えるものである。[5] たとえば、手形法七一条は、「時効ノ中断ハ其ノ中断ノ事由ガ生ジタル者ニ対シテノミ其ノ効力ヲ生ズ」から、「時効ノ完成猶予又ハ更新ハ其ノ事由ガ生ジタル者ニ対シテノミ其ノ効力ヲ生ズ」に改正された。この条文を見れば、中断の効力が完成猶予と更新に二元化されたことは明らかである。しかし、学説においては、「中断」が「更新」に、「停止」が「完成

猶予」に変更されたという説明がしばしば見られる。[6] かかる説明は、少なくともミスリーディングである。

新一五三条も同様に、中断が完成猶予と更新に二元化されたことに伴い、旧一四八条を改正した規定である。新一五三条は旧一四八条の「基礎にある考え方を基本的に維持したうえで、時効障害事由一般（完成猶予および更新）に拡張するものである」との説明がなされているが、[7] 新一五三条は少なくとも文言上、一五八～一六一条の時効完成猶予事由（改正前の時効停止事由）には適用されないから、時効障害事由一般に「拡張」されてはいない。この説明の前提にも「中断」が「更新」に変更されたという理解がある。

他方で、旧四五七条一項は時効停止には適用されないと解されていたが、[8] 新四五七条一項の「主たる債務者に対する履行の請求」という文言から、時効の完成猶予・更新事由を改正前の中断事由のみに限定する趣旨は必ずしも窺えないため、主債務者に新一五八～一六一条の時効完成猶予事由が生じたときに、その効力が保証人にも及ぶ、と解される可能性が出てきた。

2　時効中断事由の二元化

次に、時効完成猶予と時効更新の効力を惹起する時効障害事由に着目するならば、改正前は、民事手続は時効中断事由とされていたが（旧一四七条一～二号・一四九～一五二条）、改正後は、民事手続の申立ては時効完成猶予事由、民事手続の終了[9]は時効更新事由というように二元化された（新一四七～一四九条）。[10] 民事手続の申立てが時効完成猶予事由であることは、改正法では分かりにくくなっているが、中間試案段階では、裁判上の請求・支払督促の申立て・和解の申立て又は民事調停法・家事事件手続法による調停の申立て・破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加・強制執行、担保権の実行としての競売その他の民事執行の申立て・仮差押命令その他の保全命令

の申立てを「時効の停止事由」とすることが明示されていた。[11] しかし、パブリック・コメントの手続に寄せられた意見において、更新事由と停止事由が区別して規定されているために、更新の効力が生ずる前に停止の効力が生じているという関係が分かりにくいといった指摘があったため、[12] 最終的に時効障害の効果ではなく時効障害事由によって条文を体系化することになり、その結果、「申立て」等の文言が脱落することになった。

ところで、仲裁法二九条二項は、「仲裁手続における請求は、時効中断の効力を生ずる。ただし、当該仲裁手続が仲裁判断によらずに終了したときは、この限りでない。」から、「仲裁手続における請求は、時効の完成猶予及び更新の効力を生ずる。ただし、当該仲裁手続が仲裁判断によらずに終了したときは、この限りでない。」に改正されたが、これは「時効中断」を「時効の完成猶予及び更新」に単純に置き換えたために生じた過誤であろう。最も強力な請求である裁判上の請求（訴えの提起）[13] が時効完成猶予の効力しか生じさせないのに（新一四七条、民訴一四七条）、仲裁手続における請求が時効更新の効力を生ずるのは、評価矛盾だからである。仲裁手続における請求は民事手続の申立てだから時効完成猶予事由に過ぎず、[14] 時効更新の効力は、確定判決と同一の効力を有する仲裁判断（仲裁四五条）によって生ずると解すべきである。そして、仲裁手続が仲裁判断によらずに終了したときには、終了時から六箇月間、時効の完成猶予を認めるべきである。仲裁法の速やかな改正が望まれる。[15]

3　時効完成猶予の効力の遡及的消滅の可能性

民事手続による時効中断の効力発生時期に関しては、裁判上の請求（訴えの提起）については、民事訴訟法が大正一五年に改正されて以来、訴えの提起時等とする明文の規定がある（平成八年改正前二三五条、現一四七条）。それに対して、差押えについては、大審院判例では執行着手時説[16] と執行申立時説[17] が対立していた。[18] しかし、最高裁

は、動産執行に関する事件において、時効中断効の発生時期は「権利者が法定の手続に基づく権利の行使にあたる行為に出たと認められる時期、すなわち、裁判上の請求については権利者が裁判所に対し訴状を提出した時、支払命令を申し立てた時等であると解すべきであり、差押えについては債権者が執行機関である裁判所又は執行官に対し金銭債権について執行の申立てをした時」と判示したことにより[19]、実務上は民事手続の申立時に統一された。

しかるに、改正前は、民事手続の申立時に生じた時効中断の効力は、民事手続が途中で終了した場合、事後的に覆ることがあった（旧一四九～一五二条・一五四条）。その一方で、催告の要件を充足すれば、民事手続の申立てに「裁判上の催告」としての効力が認められることがあった[20]。逆に言えば、民事手続の申立てがあっても、催告の要件（例、催告の相手方への到達〔九七条一項類推〕）が充足されないと「裁判上の催告」の効力は生じなかった[21]。それに対して、改正法の条文（新一四七～一四九条）を素直に読めば、民事手続の申立てにより時効完成猶予の効力が生じ、その効力が事後的に覆ることはないように見える。実際、立案担当者は、改正法においては「『催告』とは関係なく、『裁判上の請求』の効果として時効完成猶予の効力が生ずる」と考えている[22]。しかし、民事手続の申立てがあっても、時効完成猶予の効力を認めるべきでない場合がある。

まず、訴状送達不能などの理由で訴状が却下された場合には（民訴一三七条二項・一三八条）、被告に権利行使が知らされないから、一旦生じた時効完成猶予の効力は遡及的に消滅すると解すべきである。したがって、新一四七条一項は、訴状送達により被告に権利行使が知らされた場合にのみ適用されるというように目的論的制限を行うか、訴状送達があって初めて同項一号の「裁判上の請求」に当たると解釈する必要がある。立案担当者も、訴状却下の場合は「裁判上の請求」となることを否定する[23]。

次に、訴訟要件を欠くことが明らかであるために被告に訴状が送達されずに訴えが却下された場合において、訴

え却下判決が被告に送達されないときも、[24]被告に権利行使が全く知らされないから、同じく時効完成猶予の効力の発生を否定すべきである。民法典の評価は、権利行使だけで時効完成猶予の効力を発生させず、時効の利益を受ける者が権利行使を知ることを要件としているからである（新一五三～一五四条）。立案担当者は、訴え却下の場合は「裁判上の請求」があるとして時効完成猶予の効力の発生を認めるが、[25]疑問である。

結論としては、訴状等の送達は時効完成猶予の効力発生「要件」だが、効力発生「時期」は訴え提起時となると解すべきである。両者の問題はしばしば混同されているので注意を要する。[26]

三　「裁判上の催告」法理の明文化（新一四七条一項・一四八条一項・一四九条）

改正前の判例・学説は、裁判上の請求や破産手続参加について、いわゆる「裁判上の催告」としての効力を認め、手続終了時から六箇月以内に旧一五三条所定の手続をとれば時効が中断すると解しているのに対して、差押え・仮差押え・仮処分が取消しや取下げによって終了した場合に「裁判上の催告」としての効力が認められるかについては見解が分かれていると、立案担当者は理解していた。[27]しかし、最高裁は、抵当権の実行としての競売の申立てに催告としての効力を認めず、[28]仮差押えは旧四三四条の「履行ノ請求」に含まれないと解していたから、[29]改正前の判例によると、差押え・仮差押え・仮処分の申立てには「裁判上の催告」としての効力はないという理解が自然である。それにもかかわらず、改正法は差押え・仮差押え・仮処分によって「裁判上の催告」の効力が生ずることを明文化したから（新一四八～一四九条）、この点に関する規律は変更された。その結果、差押え・仮差押え・仮処分が権利者の請求により又は法律の規定に従わないことにより取り消されたときは、改正前は、暫定的中断効は遡及的に消滅したが（旧一五四条）、[30]改正後は、取下時・取消時から六箇月間、時効の完成が猶予されることになった。

四　請求棄却判決の確定による時効完成猶予の効力の発生可能性（新一四七条）

旧一四九条は「裁判上の請求は、訴えの却下又は取下げの場合には、時効の中断の効力を生じない。」と規定していたところ、改正前の通説は、二〇〇二年改正前のドイツ民法二一二条[31]とそれに関する学説に主に依拠して、同条の「訴えの却下」は請求棄却を含むと解していた[32]。原告の請求が棄却された場合、被告（例、主債務者）に対する関係では、請求棄却判決の確定により権利の不存在が確定するので時効中断の問題は生じないが[33]、請求による時効中断の効力が及ぶ者（例、保証人〔四五七条一項〕[34]）に対する関係では、時効中断の効力が存続するか否かが問題となるところ、通説は中断効の存続を否定していたのである。

大審院も、旧一四九条の訴え却下は請求棄却を含むという理解の下、まず、原告が訴訟係属中に訴訟物たる手形債権を譲渡したため敗訴したときは債権譲受人のために時効中断の効力を生じないとし[35]、次いで、連帯債務者の一人に対する請求が棄却された場合に時効中断の効力は他の連帯債務者に及ばないとした[36]。両判決は「裁判上の催告」の法理が認められる前のものだが、同法理導入のきっかけとなった我妻論文も、訴え却下は請求棄却を含むと解していた[37]。

改正後の新一四七条二項の「権利が確定した」は、時効更新の要件を定めるものだから、「権利の存在が確定した」と読むのが自然である。したがって、請求棄却判決によって権利の不存在が確定したときは、新一四七条一項柱書かっこ書の「権利が確定することなくその事由が終了した場合」に当たるので、文言上は、請求棄却判決の確定時から六箇月間、時効の完成が猶予されると解するのが素直である。その解釈に従うと、大審院判例とは異なり、原告が訴訟係属中に訴訟物たる手形債権を譲渡したため敗訴したときは、譲渡人の訴え提起による時効完成猶予の

効力は譲受人にも及び（新一五三条一項）、敗訴判決の確定時から六箇月間、時効は完成しないことになる。それに対して、債権者の主債務者に対する請求が棄却された場合には、その判決の既判力は保証人には及ばないけれども（民訴一一五条）、反射効は保証人に及ぶと解することにより[38]、保証人との関係で主債務・保証債務につき時効完成猶予の効力が生ずる可能性を否定すべきであろう[39]。

五　裁判上の請求に準ずる場合（新一四七条）

1　総　説

改正前、時効中断事由に関する民法の規定は限定列挙ではないとされ[40]、たとえば、所有権移転登記抹消請求訴訟における被告による所有権の主張は、裁判上の請求に準ずるものとして、原告占有者の取得時効を中断するとした判例[41]や、根抵当権設定者（債務者）が被担保債権の不存在を主張して提起した根抵当権設定登記の抹消登記手続請求訴訟において、被告債権者（根抵当権者）が債権の存在を主張して請求棄却の判決を求めたときは、その主張は、裁判上の請求に準ずるものとして、被担保債権の消滅時効を中断するとした判例[42]などが存在した。ある最高裁判所調査官は、このような判例の立場を「権利の確定は必ずしも『既判力』にまで高められた強度なものである必要はなく、権利者の提起した訴えについていえば、その権利が直接訴訟物になっていなくても、当事者が同一で、訴訟物としての権利主張が当該権利の主張の一態様、一手段とみられるような牽連関係があるか、その存在が実質的に確定される結果となるようなときは、これを『裁判上の請求』に準ずるものとして、訴訟物になっていない権利についても時効中断を認めている」と要約している[43]。

ところが、改正法は「確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したとき」に時効が

更新されると規定したため（新一四七条二項）、権利が既判力によって確定されない場合には時効更新が認められない、という解釈の可能性が出てきた。[44] しかし、法制審議会で裁判上の請求に準ずる場合の規律を変更しようとした形跡はないので、[45] 改正前に時効中断が認められた事例においては、改正後は、権利の主張により時効完成猶予の効力が生じ、権利の実質的確定により時効更新の効力が生ずると解される可能性が高いであろう。[46]

2　訴訟告知

法律は一定の場合に訴訟告知（民訴五三条）に時効障害の効力を認めているが（手八六条、小七三条、地自二四二条の二）、通説は、ドイツ民法[47]が訴訟告知による時効障害を一般的に認めていること等を根拠として、訴訟告知に「裁判上の催告」の効力を一般的に認めることを主張している。[48] また、訴訟告知書に告知者の被告知者に対する請求の意思が表示されているときに「裁判上の催告」の効力を認めた下級審判決がある。[49]

3　債権者代位権

訴訟告知に「裁判上の催告」の効力を一般的に認める通説を前提にするならば、改正後は、債権者代位訴訟を提起した債権者は債務者に対し訴訟告知義務を負い（新四二三条の六）、訴訟告知書には債権者の権利行使の意思が表示されているから、告知書を裁判所に提出した時に（民訴五三条三項）、被保全債権につき消滅時効完成猶予の効力が生じることになる（訴訟告知は義務だから訴え提起時に効力が発生すると解される可能性もある）。その後、債権者代位請求の認容判決が確定したときは、[50] 訴訟要件たる被保全債権の存在が判決理由中で認められたことになるから、被保全債権の消滅時効は判決確定時から新たにその進行を始めると解される可能性が高い。それに対して、

債権者代位請求の棄却判決が確定したときは、判決確定時から六箇月間、被保全債権の消滅時効の完成は猶予される。

この点につき、潮見佳男は、改正前の通説と同様、「債権者代位権の行使は被保全債権についての時効障害をもたらさない」と解しているが[51]、訴訟告知による時効完成猶予の可能性は考慮の外に置かれているようである。平野裕之は、時効更新には権利の「確定」が必要である（新一四七条二項）という前提の下[52]、「改正法では、被保全債権が判決により『確定』されるのではないので、裁判上の催告の限度での完成猶予の効力のみを認めるにとどめるべきである」と言う[53]。

4　詐害行為取消権

改正前は、債権者が受益者に対して詐害行為取消訴訟を提起しても、被保全債権につき消滅時効中断の効力は生じないとされていた[54]。債務者が受益者又は転得者のために補助参加をした場合も同様であった[55]。

しかし、改正後は、債権者代位権の場合と同じく、詐害行為取消訴訟を提起した債権者は債務者に対し訴訟告知義務を負い（新四二四条の七第二項）、訴訟告知書には債権者の権利行使の意思が表示されているから、告知書を裁判所に提出した時に被保全債権につき消滅時効完成猶予の効力が生じる（訴訟告知は義務だから訴え提起時に効力が発生すると解される可能性もある）。その後、詐害行為取消の認容判決が確定したときは[56]、被保全債権の存在が判決理由中で認められたことになるから、被保全債権の消滅時効は判決確定時から新たにその進行を始めると解される可能性が高い[57]。それに対して、詐害行為取消の棄却判決が確定したときは、判決確定時から六箇月間、被保全債権の消滅時効の完成は猶予される。

六　和解不調時の時効完成猶予期間（新一四七条一項三号）

改正前、訴え提起前の和解（民訴二七五条）の申立ては、相手方が出頭せず又は和解が調わないときは、一箇月以内に訴えを提起しなければ時効中断の効力を生じないとされていた（旧一五一条）。催告（旧一五三条）の場合の六箇月との不権衡は立法時にすでに指摘されていたが[58]、一箇月以内とされたのは、訴え提起前の和解の場合には簡易に訴えを提起できる（現民訴二七五条二項）からであった[59]。今回の改正により、和解の申立てにより時効完成猶予の効力が生ずることが定められ、期間も一箇月から六箇月に延長されたため、催告の規律との不権衡は解消された。

七　調停の申立てによる時効完成猶予の効力発生（新一四七条一項三号）

一五一条の原始規定は「和解ノ為メニスル呼出ハ相手方カ出頭セス又ハ和解ノ調ハサルトキハ一个月内ニ訴ヲ提起スルニ非サレハ時効中断ノ効力ヲ生セス任意出頭ノ場合ニ於テ和解ノ調ハサルトキ亦同シ」であった。同条の「和解」は、元来、調停を含む広い概念（勧解conciliation）だったが、明治二四年に施行された民事訴訟法の編纂過程で勧解制度が消滅し、それに代わるものとして「裁判上の和解」の制度が設けられた結果、同条の「和解」は「裁判上の和解」と同義とされ、調停についての規律が欠けることになった[60]。その後、民事紛争についての調停に関する法は単行法として発達したが、昭和二六年に一般的な民事調停法が制定され[61]、調停が成立しない場合において、申立人がその通知を受けた日から二週間以内に調停の目的となった請求について訴えを提起したときは、調停の申立時にその訴えの提起があったものとみなす旨が規定された（民調一九条）。

かかる法状況の下で、調停不成立から二九日目に訴えを提起したときに、時効中断の効力が生ずるか否かが争われた事件がある。被告債務者は、調停が不成立によって終了してから二週間以上を経過した後に訴えが提起されているから時効中断の効力は生じない（民調一九条）と主張したのに対して、原告債権者は、調停申立てには「裁判上の催告」の効力があるという理解の下、調停終了後六箇月以内に訴えが提起されたから時効中断の効力が確定したと主張した。控訴審は原告と同じ解釈を採ったが、最高裁は「民事調停法に基づく調停の申立ては、自己の権利に関する紛争を裁判所の関与の下に解決し、その権利を確定することを目的とする点において、裁判上の和解の申立てと異なるところがないから、調停の申立ては、民法一五一条を類推して時効の中断事由となるものと解するのが相当である。したがって、調停が不成立によって終了した場合においても、一か月以内に訴えを提起したときは、右調停の申立ての時に時効中断の効力を生ずる」と述べて、原審の判断を結論において是認した。[62] この最高裁判決は、訴え提起の期間を六箇月以内ではなく一箇月以内と判示したので、「裁判上の催告」の効力を否定する趣旨に読むのが自然である。[63]

その後、平成一六年の民法の現代語化に際し、この判例を明文化すべく、一五一条は「和解の申立て又は民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）若しくは家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）による調停の申立ては、相手方が出頭せず、又は和解若しくは調停が調わないときは、一箇月以内に訴えを提起しなければ、時効の中断の効力を生じない。」と改正されたが、期間が一箇月のままである以上、「裁判上の催告」の効力を否定する趣旨に変わりはない。そして、家事事件手続法の制定に伴う改正を経て、今回の改正により期間が一箇月から六箇月に延長された結果、調停の申立てに「裁判上の催告」の効力が認められることになった。

八　倒産手続の終了時（新一四七条一項四号・二項）

民事再生法の制定前・会社更生法の平成一四年改正前の昭和四二年に公刊された『注釈民法』では、和議手続参加・会社更生手続参加による時効中断の効力は、和議認可決定・更生計画認可決定が確定するまで継続するとされていた[64]。また、民事再生法制定後の事件であるが、再生計画認可決定の確定時から時効が再び進行するとした下級審判決がある[65]。もっとも、更生手続に関しては、更生計画認可決定の確定後も更生手続の終結時まで時効中断の効力が存続するという説も有力であった[66]。

しかし、新一四七条二項によると、確定した権利の時効は倒産手続が終了した時から新たにその進行を始めるので、再生計画や更生計画の認可決定（民再一七四条一項・会更一九九条一～三項）がなされた場合には、その決定の確定時ではなく、再生手続や更生手続の終結決定時（民再一八八条・会更二三九条）に時効が更新されると解釈するのが、文言上は自然である[67]。

もっとも、この問題は、時効中断事由については権利行使説と権利確定説の対立という形で、時効停止事由については「訴訟をなしえない者に対して時効は進行しない」という法諺に依拠して[68]従来論じられてきた時効障害事由の正当化に関わる。倒産手続による時効更新は権利の確定が前提となっているが（新一四七条二項）、更生手続においては、権利行使の面で、更生債権者・更生担保権者は更生計画認可決定後も更生手続終結まで強制執行をすることができないという制約を受けている（会更二四〇条）。確定した権利につき強制執行ができないのに時効の進行を認めるのは妥当でないから、更生債権等については更生手続終結決定時に時効が更新されると解することに相当の根拠がある。それに対して、再生手続においては、再生計画認可決定の確定後は再生債権者による強制執行も

可能となるから（民再一八〇条三項）[69]、再生債権については再生計画認可決定の確定時に時効が更新されるという解釈もあり得る。

九　特別清算

特別清算手続においては、破産手続・再生手続・更生手続とは異なり、債権確定を伴う債権届出制度がないため、今回の民法改正前は、手続参加による時効中断は認められなかった。他方で、特別清算開始の命令があったときは、破産手続開始の申立て、清算株式会社の財産に対する強制執行・仮差押え・仮処分・財産開示手続の申立てはできないため（会社五一五条一項）、時効完成を妨げる手段が制限される[70]。そこで債権者を保護するために、特別清算開始の命令があったときは、協定債権については、特別清算開始の取消しの登記（会社九三八条一項二号）又は特別清算終結の登記（会社九三八条一項三号）の日から二箇月間、時効の完成が猶予される（会社五一五条三項）[71]。

しかし、民法改正により、時効中断効が二元化され、権利行使型の時効完成猶予事由が新設されたので、特別清算についても、債権行使たる債権申出（会社四九九条）を時効完成猶予事由とし、手続終了後の時効完成猶予期間を二箇月から六箇月に延長すべきであろう。

一〇　担保権者による債権届出・計算書提出（新一四八条一項二号）

不動産強制競売・担保不動産競売手続において、登記を経た担保権者は、債権届出（民執五〇条）や計算書の提出（民執規六〇条）をしなくても配当等を受けるべき債権者として処遇され（民執八七条一項四号・一八八条）、不動産の売却代金から配当等を受けることができる[72]。債権届出は、執行裁判所に対して不動産の権利関係や売却の

可否に関する資料を提供することを目的とするものであって、届出に係る債権の確定を求めるものではなく、債権届出の債務者に対する通知も予定されていないので、改正前の判例は、届出債権の一部に対する配当を受けたとしても、配当を受けたことは、債権の残部について、差押えその他の消滅時効の中断事由に該当せず、また、これに準ずる消滅時効中断の効力を有するものではないとしていた[73]。また、計算書の提出による時効中断を否定する下級審判決もあった[74]。

しかし、改正前は差押えという権利行使が時効中断事由であったのに対して、改正法は民事執行の終了を時効更新事由としたため、民事執行が配当等により終了した場合に、配当等を受けた債権について民事執行法八七条一項一号と四号の債権とで時効更新の有無を区別する理由は見出し難くなった。したがって、改正後は、被担保債権の一部に対する配当等がなされた場合には、配当がゼロのときも含め、担保権者による債権届出や計算書提出の有無にかかわらず債権の残部につき時効が更新されるという解釈がなされる可能性が高い[75]。法制審議会において、山本和彦も、債権の存否が争われることなく手続が最後まで進行したことをもって承認に類するものと捉える立場から、「抵当権者等で配当を受領した債権者との関係でも債務者は争う機会があって、それにかかわらず、それを争わずに配当を受領したとすれば」時効更新の効力が生じる余地があると発言している[76]。

そして、配当等による時効更新を認めるのであれば、民事執行の手続中に時効が完成するのは問題だから、少なくとも担保権者が債権届出や計算書の提出をした場合には、担保権者は権利の上に眠ることなく権利行使の意思を表明しているとして、時効完成猶予の効力の発生を認めるべきであろう[77]。実際、改正前から、たとえば伊藤眞は、債務者は競売開始決定の送達によって担保競売・強制競売の開始や被担保債権が優先弁済を受けることを知っている以上、債権届出・計算書提出が債務者に通知されなくても、時効完成を信頼して証拠を破棄することはないから、

抵当権者による債権届出・計算書提出に「裁判上の催告」としての効力を認めるべきことを主張していた。[78] その効力発生時は、債権届出時と解するのが素直だが、強制執行申立時とする説もある。[79] さらに一歩進めて、債権届出等がない場合にも、強制執行申立時に被担保債権につき時効完成猶予の効力が生じることを認める余地もあろう。[80] 今回の改正により時効障害事由が「差押え」から「強制執行」に変更されたため、配当等を受けるべき債権者（民執八七条）を民事執行の「当事者」（新一五三条一項）に含める解釈もあり得よう。

一一　形式的競売・財産開示手続（新一四八条一項三～四号）

立案担当者によると、旧一四七条二号の「差押え」については、差押えを経ない代替執行や間接強制などの強制執行や、担保権の実行としての競売、形式的競売、財産開示手続が含まれるのか否かが不明確であるという問題があった。[81] しかし、このうち担保権の実行については、判例は肯定説に立っていた。[82] それに対して、形式的競売・財産開示手続が時効障害事由となるかについては、今回、法制審議会で議論されるまで検討されたことはないようである。[83]

法制審議会では当初、形式的競売・財産開示手続は更新事由とはされていなかったが、[84] 最終的には、形式的競売は、直接的には債権者の権利を満足させることを目的とした手続ではないが、債権者としての権利行使の側面も否めない上、留置権に基づく競売においては実務上留置権者に配当を行う場合もあり得るという理由で、財産開示手続は、直接的には債権者の権利を満足させることを目的とした手続ではないが、債務名義を有する権利者による権利の実現に向けられた手続である上、仮差押えや仮処分のような手続の暫定性はないという理由で、「差押え」と同様に取り扱うことにされた。[85]

時効障害の効力が生じるためには、その対象となる権利が観念されることが前提となるが、形式的競売の場合、競売権自体は競売により実現されるため、その時効障害は問題にならない。そこで、競売権の背後にある権利や、形式的競売の申立ての趣旨等に鑑みて、どの権利がどのような場合に時効障害の対象となるかの判断が必要となる。[86] たとえば、株券返還請求訴訟において被告が留置権の抗弁を提出し被担保債権の存在を主張すると被担保債権の時効完成が妨げられることに鑑みれば、留置権による競売も被担保債権の消滅時効の完成を妨げる効力を持ち得ると考えられる。[87][88] また、共有物分割のための競売によって取得時効の完成が阻止される可能性もある。[89]

一二　仮差押え・仮処分（新一四九条）

旧一四七条二号は仮差押え・仮処分を時効の中断事由としていた。しかし、民事保全手続の開始に債務名義は不要であり、[90] その後に本案の訴えの提起・続行が予定されており、債権者が起訴命令（民保三七条）に従わない場合には時効中断の効力が生じず（旧一五四条）、本案の訴えが提起されればそれによって時効は中断される（旧一四七条一号）。かかる保全手続の暫定性に鑑みれば、仮差押え・仮処分は、改正前においても、本案の訴えが提起されるまでの間、時効の完成を阻止するものに過ぎず、実質的には時効の停止事由として機能していた。そこで、改正法は、仮差押え・仮処分を時効の更新事由とせず、完成猶予事由として再構成した。立案担当者は以上のように説明する。[91]

しかし、旧一五四条の文言によると、法律の規定に従わないこと以外の事由による取消しの場合には時効中断の効力は消滅しないから、改正前においても、仮差押え・仮処分は実質的に時効中断事由として機能することがあった。たとえば、仮差押登記がされた不動産が譲渡され、新所有者の債権者による強制執行・強制競売に伴い仮差押

登記が抹消された事例において[92]、控訴審は、仮差押えの抹消は旧一五四条の法意に照らし時効中断の効力を生じないとしたが、最高裁は、仮差押えは債権者の請求によって取り消されたのでも債権者が法律の規定に従わなかったことによって取り消されたのでもないから旧一五四条所定の事由があったとは言えないという理由で、仮差押えによる時効中断の効力は仮差押登記の抹消時まで続いていたと判示した[93]。しかし、改正後は、仮差押えは時効更新の効力を生じないから、同様の事件が発生しても、仮差押登記の抹消時から六箇月間、時効の完成が猶予されるにとどまる。

それに対して、権利者の請求及び法律の規定に従わないことによる取消しの場合には、改正前は、暫定的中断効は遡及的に消滅し（旧一五四条）、何らの効力も生じなかったが、改正後は、取下時・取消時から六箇月間、時効の完成が猶予される（三）。

結局、改正後は、仮差押え・仮処分は時効更新の効力を生じさせないから、権利者の請求及び法律の規定に従わないことによる取消しとそれ以外の理由による取消しとの区別は、民事執行については残存するものの（新一四八条）、仮差押え・仮処分については意味を失った反面、民事保全の申立ては、その終了原因を問わずに時効完成猶予の効力を生じさせることになった[94]。

一三　催　告（新一五〇条）

1　時効進行の有無と時効完成の時期

改正前は、催告により暫定的中断効が生じ、時効はその進行を止めるが、六箇月以内に他の強力な中断事由である[95]旧一五三条所定の措置が講じられなければ、暫定的中断効は遡及的に消滅し、催告時から六箇月経過時ではなく、

催告がなかったとすれば時効期間が満了すべき時点で、時効が完成すると解されていた。[96] しかし、改正後は、催告により時効完成猶予の効力が生ずるものの、時効は進行し続け、他の時効障害事由が生じなければ、催告時から六箇月経過時に時効が完成する。

2　催告による時効完成猶予期間中の裁判上の催告

催告による時効完成猶予期間中に訴えが提起されたが、その訴えが取り下げられた場合に、取下時から六箇月間、時効の完成が猶予されるかは問題である。山野目章夫は、改正前は判例に依拠して否定説に立ち、改正後は新一四七条には新一五〇条二項に相当する規律がないという理由で肯定説に立つ。[97] しかし、改正前の解釈の論拠とされる判例[98]は、裁判外の催告に、明示的一部請求訴訟の提起による残部についての裁判上の催告が、後続する場合に関するものであるから、それを裁判上の催告一般に拡大できるかは問題である。同判決の調査官解説も「本判決は、第二の催告が明示的一部請求の訴えの提起による裁判上の催告である場合について判示したものであって、裁判上の催告一般についておよそ催告の繰り返しによる時効中断効を否定したものではないように思われる」と述べている。[99] 同判決によると、債権者が明示的一部請求訴訟で勝訴し判決理由中で債権総額の認定がされたとしても、残部の存在は確定せず、[100] 確定したのと同視できないので、後続の措置は強力な中断事由に当たらないからである。したがって、残部の確定につながる強力な中断事由たる残部請求訴訟が提起された後、その訴えが取り下げられた場合には（旧一四九条）、改正前においても異なる結論に至った可能性がある。

中間試案の段階では、手続の申立てと取下げを繰り返すことにより時効の完成が永続的に阻止されることを防ぐことを目的として、[101] 民事手続の申立てによる時効完成猶予期間中に再度民事手続の申立てがなされたときに時効完

成猶予の効力発生を認めない趣旨の一般的規律を設けることが検討されたが[102]、結局かかる一般的規律は設けられなかった。そのため、改正後もこの問題は解釈に委ねられる[103]。

3　催告による時効完成猶予期間中の承認

旧一五三条には、文言上、承認が含まれていないため、本来の時効期間の経過後だが催告から六箇月以内に承認がされた場合に時効中断の効力が生ずるか否かは不明確であった。否定説に立っても自認行為による時効援用権喪失の効果が生じ得るが、その効果の主観的範囲は時効障害とは異なる。たとえば、主債務者が承認をしたときはその効果は保証人に及ぶが（四五七条一項）、自認行為の場合は及ばない[104]。まさにかかる事案において、第一審（否定）と控訴審（肯定）とで判断が分かれた事件がある[105]。学説上は[106]、肯定説が通説とされることもあるが[107]、その中には自認行為による時効援用権喪失を理由とするものがあるし[108]、実務上は必ずしも肯定説が通説とは受け止められていなかった[109]。この問題につき改正法は肯定説を採ることを明らかにした。

一四　協議を行う旨の合意による時効完成猶予制度の新設（新一五一条）

改正前は、債権の存否や内容について当事者間で協議が行われている場合であっても、時効は進行し続けたため、時効の完成を阻止するためには、債権者において訴えの提起等の措置を講ずる必要があり、実務では主に民事調停が利用されていた。しかし、かかる制度に対しては、時効完成間際に当事者間で現に交渉が行われているような場面を想定すると、権利者にとって相当に重い負担を課する、権利をめぐる争いは当事者間で自発的に解決されることが望ましくこの自発的解決を支援する法整備を行うべきである、という指摘のほか、企業間の紛争で双方とも訴

訟提起によるイメージダウンを回避したいという実務の要請があった。また、原則的な時効期間の短期化を図るとすれば、権利者の保護のため、比較的容易に時効の進行を止めることができる手段を用意しておく必要があるという指摘もあった。これらの指摘等を受けて、改正法は、権利について当事者間で協議がされている間は、権利者はその成り行きに期待して強硬な措置を当面見合わせてよいとすることが当事者双方にとって望ましいとして、当事者間における協議を時効完成猶予事由と位置付けることにした。[110] かかる制度が新設されたため、改正後は、民事調停等の措置をとる必要がなくなった。

このように、当事者間の相対交渉による時効完成猶予が認められることになり、時効完成猶予期間は協議の続行を拒絶する旨の書面による通知時から六箇月を経過するまでとされた以上（新一五一条一項三号）[111]、ＡＤＲが不調に終わった場合にも、ＡＤＲ手続の終了後、六箇月間、時効の完成が猶予されなければ一貫しないであろう。しかし、ＡＤＲ手続の終了後、一箇月ないし三〇日以内に訴訟を提起すれば、時効障害に関しては、ＡＤＲの申立時に訴えの提起があったとみなすという規律は、整備法によって変更されなかった。[112] 一箇月という期間設定は旧一五一条に倣ったものであろうが、[113] 今回の改正で、和解・調停の申立てに「裁判上の催告」の効力が認められることになり、期間も六箇月に延長された。ＡＤＲ諸法による解決には、和解や調停の場合とは異なり確定判決と同一の効力はないが、それは新一五一条の場合も同じであり、少なくとも改正後はＡＤＲを別個に扱う理由とはならない。民法典の規律との評価矛盾を避けるために、ＡＤＲ諸法についても、早急に期間を六箇月に延長する必要がある。

一五　裁判上の承認（新一五二条）

改正前は「裁判上の承認」とでも称すべき法現象が生じており、訴訟手続や調停手続において承認がされた場合

には、承認時ではなく手続終了時から新たに時効が進行するとされることがあった。たとえば、債務者による調停申立てにおいてなされた債務承認による時効中断の効力は、調停不成立時まで存続し、その間新たな時効は進行しないとした判決[114]や、XとYがZに対して連帯債務を負っている事例において、ZがXとYを共同被告として訴えた訴訟でYが債務負担を認めて応訴したときは、その債務承認は口頭弁論終結時まで継続するとして、連帯債務を消滅させたXのYに対する求償権の行使を認めた判決[115]がある。改正前は承認の効果は時効中断だったから（旧一四七条三号）、「裁判上の催告」の場合と同じく、承認時に時効中断の効力が生じ、その後時効は進行せず、手続終了時から新たに時効が進行することを、相対的に基礎付けやすかったように思われる。しかし、改正法は、債務者が権利の存在を承認した場合には更新の効果のみが生ずるという理解の下、承認を時効更新事由と再構成したので[116]、承認により時効が更新されるが、新たな時効の進行は手続終了時からであることの説明が、やや難しくなったように思われる。

なお、再生債権については、再生手続参加により時効完成猶予の効力が生じ（新一四七条一項四号）、その後、確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したときは時効更新の効力が生ずる（新一四七条二項）のが本則だが、自認債権（民再一〇一条三項）については、再生手続参加がないにもかかわらず時効更新の効力が生じ得る（民再一七九～一八〇条）。再生債権者は再生手続によらなければ再生債権を行使することができないという制約を受けているため（民再三九条一項・八五条一項）、再生手続の進行中に時効の完成を認めるべきではないから、この場合も自認（承認）により時効更新の効力が生じ、その効果は再生手続終了まで継続すると解すべきである。また、小規模個人再生においては、再生債権は確定されないので（民再二三八条）、新一四七条二項による時効更新は生じないが[117]、再生債務者が作成する債権者一覧表に記載された再生債権（民再二一一条三項・二二五

条）については、自認債権と同じく、承認により時効更新の効力が生じ、その効果は再生手続終了まで継続すると解すべきである。[118]

一六　改正前の時効停止規定（一五八～一六一条）

一五八～一六〇条については、条文見出しの「停止」が「完成猶予」に改められただけだが、一六一条については、それに加えて、期間が二週間から三箇月に延長された。[119]

明治二三年に制定された民事訴訟法は、「天災其他避ク可カラサル事変ノ為ニ不変期間ヲ遵守スルコトヲ得サル原告若クハ被告ニハ申立ニ因リ原状回復ヲ許ス」（一七四条一項）、「原状回復ハ十四日ノ期間内ニ之ヲ申立ツルコトヲ要ス」（一七五条一項）と規定しており、旧一六一条の二週間という停止期間はこれに倣ったものである。[120]その後、民事訴訟法のこの規律は、大正一五年に「当事者カ其ノ責ニ帰スヘカラサル事由ニ因リ不変期間ヲ遵守スルコト能ハサリシ場合ニ於テハ其ノ事由ノ止ミタル後一週間内ニ限リ懈怠シタル訴訟行為ノ追完ヲ為スコトヲ得」（一五九条一項前段）と改正され、要件が緩和された反面、期間は短縮された。そして、この規律は、平成八年に制定された現行民事訴訟法九七条に引き継がれている。また、大正一二年に制定された恩給法には、「時効期間満了前二十日内ニ於テ天災其ノ他避クヘカラサル事変ノ為請求ヲ為スコト能ハサルトキハ其ノ妨碍ノ止ミタル日ヨリ二十日内ハ時効完成セス」（七条一項）という民法一六一条の特則がある。今後、これらの規定の要件と期間の平準化が検討されるべきであろう。

一七　旧四三四条が削られたことによる影響

改正前は、連帯債務者の一人に対する履行の請求は他の連帯債務者に対しても効力を及ぼしたため（旧四三四条）、請求による時効中断の効力は他の連帯債務者にも及んだが[121]、改正により同条は削られたため、請求による時効障害の効力は請求を受けた債務者にしか及ばなくなった（新四四一条）[122]。同様に、改正前は、連帯保証人に対する請求は主債務者に対してもその効力を生じたから（旧四五八条→旧四三四条）、連帯保証人に対する請求は主債務につき消滅時効中断の効力を生じたが[123]、改正により、時効障害の効力は請求を受けた連帯保証人にしか及ばなくなった（新四五八条→新四四一条）。

改正前の判例によると、連帯保証債務を担保する物上保証人に対する債権者の担保権実行は、それが主債務者に通知されたとしても主債務の消滅時効の中断事由とはならなかったが[124]、改正後は、民事執行の申立てに「裁判上の催告」としての効力が認められることになった反面で（新一四八条一項）、旧四三四条が削られたため、結果的に同様の結論が維持される。

一八　おわりに

以上で本稿の考察を終える。時効障害制度について、改正の前後で変更される（ないしその可能性のある）民法の規律、民法改正により生ずる解釈上の疑義、民法改正に伴い改正が必要となると思われる特別法の規律を、可能な限り網羅的に指摘することを目指したが、もちろん漏れはあるだろう。その点については、別の機会に補充したいと思う。

このテーマについては、直接的には民事執行・民事保全による時効障害を念頭に置いた記述であるが、ある実務家によって「わが国の学界にはかねて民事実体法学者と訴訟法学者との過剰な分業という構造的欠陥が見られることから、この分野における実体法学者の論述は、おしなべて執行手続の基本構造と理論に対する理解、配慮に欠け、訴訟法学者は、おおむね関連の問題につき無関心である」という批判が加えられている。[125] 本稿では、手続法の議論にも十分に注意を払ったつもりであるが（筆者は実体法学者である）、思わぬ誤りを犯しているかも知れない。特に実務家諸賢及び手続法学者諸賢からのご教示とご批判を賜ることができれば、幸甚である。

［付記］ 本稿は、二〇一八～二〇二〇年度科学研究費補助金・基盤研究（C）（研究課題／領域番号18K01337）の助成を受けた研究成果の一部である。

（1） 「確定的中断効」「暫定的中断効」という概念を用いるものとして、たとえば、伊藤進『民事執行手続参加と消滅時効中断効』〔商事法務・二〇〇四〕を挙げ得る。

（2） 本稿では、平成二九年改正前の民法の条文を「旧〇条」、改正後のそれを「新〇条」、改正の前後での区別が不要な条文を単に「〇条」として引用する。

（3） 「法制審議会民法（債権関係）部会資料69A」（http://www.moj.go.jp/content/000119882.pdf. 以下では「部会資料69A」として引用する）一七頁、「第百九十二回国会衆議院法務委員会会議録第十三号」（http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/192/0004/19212060004013.pdf）一～二頁〔小川政府参考人〕。

（4） 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律。

（5） 筒井健夫ほか「民法（債権法）改正の概要」NBL一一〇六号〔二〇一七〕九頁。

（6） 潮見佳男『民法（債権関係）改正法の概要』〔きんざい・二〇一七〕三七頁、同『民法（全）』〔有斐閣・二〇一七〕一〇〇～一〇一頁、大村敦志＝道垣内弘人編集『解説 民法（債権法）改正のポイント』〔有斐閣・二〇一七〕六七頁、七

○頁〔石川博康〕、佐久間毅『民法の基礎1総則〔第四版〕』〔有斐閣・二〇一八〕四二五頁など。それに対して、中田裕康ほか『講義 債権法改正』〔有斐閣・二〇一七〕三四頁〔中田〕は、「現行法の時効中断制度」を改正法の「完成猶予と更新という制度」と言い換え、四宮和夫＝能見善久『民法総則〔第九版〕』〔弘文堂・二〇一八〕四五八頁、四七〇～四七一頁は、「中断」概念が「完成猶予」と「更新」に区別されたと説明する。

(7)　潮見・前掲注（6）『民法（債権関係）改正法の概要』四四頁。

(8)　西村信雄編『注釈民法⑾債権⑵』〔有斐閣・一九六五〕二六三頁〔中川淳〕。

(9)　ただし、権利の確定を伴う場合か、申立ての取下げ・法律の規定に従わないことによる取消しを除く民事執行の終了に限る（新一四七条二項・一四八条二項）。

(10)　民事執行の終了が時効更新事由となることの正当化は難問である。立案担当者（筒井健夫）はその根拠を確定的な権利行使に求めるのに対して、民事訴訟法学者である山本和彦は債務者に争う機会があるにもかかわらず請求異議や配当異議の訴え等を起こさなかったということを一種の消極的な承認と位置付ける（「法制審議会民法（債権関係）部会第一二回会議議事録」〔http://www.moj.go.jp/content/000052532.pdf. 以下では「第一二回会議議事録」として引用する〕三七頁〔山本（和）幹事〕、「法制審議会民法（債権関係）部会第三四回会議議事録」〔http://www.moj.go.jp/content/000083385.pdf〕五二頁〔山本（和）幹事〕、「法制審議会民法（債権関係）部会第二分科会第一回会議議事録」〔http://www.moj.go.jp/content/001163555.pdf〕二五～二七頁の議論を参照）。この問題については、別稿での検討を予定している。

(11)　第7　消滅時効　7　時効の停止事由

時効の停止事由に関して、民法第一五八条から第一六〇条までの規律を維持するほか、次のように改めるものとする。

⑴　次に掲げる事由がある場合において、前記6⑴の更新事由が生ずることなくこれらの手続が終了したときは、その終了の時から六か月を経過するまでの間は、時効は、完成しないものとする。この場合において、その期間中に行われた再度のこれらの手続については、時効の停止の効力を有しないものとする。

ア　裁判上の請求

イ　支払督促の申立て

ウ　和解の申立て又は民事調停法・家事事件手続法による調停の申立て
エ　破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加
オ　強制執行、担保権の実行としての競売その他の民事執行の申立て
カ　仮差押命令その他の保全命令の申立て〔(2)以下は省略〕

（法制審議会民法（債権関係）部会「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」（平成二五年七月四日補訂。http://www.moj.go.jp/content/000112242.pdf）一一～一二頁）。

(12)　「法制審議会民法（債権関係）部会第七九回会議議事録」（http://www.moj.go.jp/content/000119880.pdf. 以下では「第七九回会議議事録」として引用する）二一頁〔合田関係官〕。

(13)　梅謙次郎『民法要義巻之一〔訂正増補三三版〕』〔有斐閣書房・一九一一〕三八一頁。

(14)　民事訴訟法一四七条や後掲注(112)所掲のＡＤＲ諸法については、今回の改正で「時効の中断」が「時効の完成猶予」に置き換えられたが、仲裁法二九条二項についても同様の改正をすべきであった。なお、公害紛争処理法四二条の二五第一項については「時効の中断」が「時効の完成猶予及び更新」に置き換えられたが―役員等責任査定決定（破一八一条・会更一〇三条・会社八九九条五項）や損害賠償請求権の査定の裁判（民再一四七条）のように、その効力が給付を命ずる確定判決と同一の効力を有する査定の申立ての場合の置き換え（破一七八条四項・会更一〇〇条四項・会社五四五条三項・民再一四三条五項）とは異なり―責任裁定の効力は責任裁定と同一内容の合意の擬制であるから（公害紛争四二条の二〇第一項）、単に「時効の完成猶予」に置き換えるだけで足りると思われる。

(15)　改正前の仲裁法二九条二項の解釈については、三木浩一＝山本和彦編『新仲裁法の理論と実務』〔ジュリスト増刊・二〇〇六〕二二八～二四〇頁を参照。

(16)　大判大一三・五・二〇民集三巻二〇三頁（動産執行の事例）。

(17)　大決昭一三・六・二七民集一七巻一三二四頁（不動産競売の事例）。

(18)　判例・学説の詳細は、塚原朋一「動産執行による時効中断の効力発生時期」『最高裁判所判例解説民事篇昭和五十九年度』一七〇頁を参照。

(19)　最判昭五九・四・二四民集三八巻六号六八七頁。

(20) 最判昭四五・九・一〇民集二四巻一〇号一三八九頁。「裁判上の催告」という概念は、民事手続が途中で終了した場合に、手続中、催告が継続していたとされる場合のほか、訴訟物になっていない権利の主張がなされた場合（例、最大判昭三八・一〇・三〇民集一七巻九号一二五二頁）にも用いられるが（内田貴『民法Ⅰ〔第四版〕』〔東京大学出版会・二〇〇八〕三二三頁）、本稿では主に前者の意味で用いている。

(21) 筒井健夫＝村松秀樹編著『一問一答 民法（債権関係）改正』〔商事法務・二〇一八〕四八頁。最判平元・一〇・一三民集四三巻九号九八五頁は、債権届出後に強制競売手続が無剰余を理由として取り消された事例において、債権届出（民執五〇条）は、債務者に対する通知を予定していないという理由で、債務の履行を求める請求であることを否定したが、催告としての効力も否定するものと解される（富越和厚「不動産強制競売手続において抵当権者がする債権の届出と時効の中断」『最高裁判所判例解説民事篇平成元年度』三三三頁）。また、支払命令が債務者に送達されないときに時効中断効の発生を否定した古い判例がある（大判明四〇・四・一一民録一三輯四二三頁）。

(22) 前掲注（21）『一問一答 民法（債権関係）改正』四八頁。

(23) 前掲注（21）『一問一答 民法（債権関係）改正』四八頁。

(24) 訴状・控訴状・判決正本が被告に送達されなかった事例として、最判平八・五・二八訟月四三巻九号二三二四頁がある。また、その不備を補正することができない不適法な訴えを口頭弁論を経ないで却下する場合は、判決の言渡期日の日時を当事者に通知しなくてもよい（民訴規一五六条）。

(25) 前掲注（21）『一問一答 民法（債権関係）改正』四八頁。

(26) 川島武宜『民法総則』〔有斐閣・一九六五〕四九七頁。

(27) 前掲注（3）部会資料69A一六～一七頁。

(28) 最判平八・九・二七民集五〇巻八号二三九五頁（連帯保証債務の物上保証人に対する抵当権の実行は主債務の消滅時効を中断しないとした事例）、最判平一一・九・九判時一六八九号七四頁（物上保証人に対する不動産競売において債権者が不動産競売の申立てを取り下げたときに時効中断効の遡及的消滅を認めた事例）。

(29) 最判平五・四・二二裁判集民一六九号二五頁。

(30) 大判昭一七・六・二三民集二一巻七一六頁（強制競売申立ての取下げ）、前掲注（28）最判平一一・九・九（根抵当

権の実行としての不動産競売の申立ての取下げ）。

(31) ドイツ民法二一二条 ① 訴えの提起による中断は、訴えが取り下げられたとき、又は、本案自体を決定しない判決が既判力をもって却下されたときは、なされなかったものとみなされる。

② 権利者が六箇月以内に新たな訴えを提起したときは、消滅時効は最初の訴えの提起によって中断したものとみなされる。この期間に関しては、第二〇三条、第二〇六条及び第二〇七条の規定が準用される。

(32) 梅・前掲注（13）三八一～三八三頁、我妻栄「確認訴訟と時効中断」同『民法研究Ⅱ総則』〔有斐閣・一九六六〕二三七～二三九頁、川島武宜編『注釈民法(5)総則(5)』〔有斐閣・一九六七〕九二頁〔岡本担〕、石田穣『民法体系(1)民法総則』〔信山社・二〇一四〕一〇六六頁など。

(33) ただし、再審で請求棄却判決が取り消された場合（民訴三四八条三項）には、暫定的中断効が継続していたことになる。

(34) 梅・前掲注（13）三八二頁は、請求による時効中断の効力が及ぶ特定承継人として、不可分債権者（旧四二八条）・連帯債務者（旧四三四条）・保証人を例示するが、今回の改正で旧四三四条は削られた。なお、梅は、保証人は特定承継人に含まれると解していた（廣中俊雄編著『第九回帝国議会の民法審議』〔有斐閣・一九八六〕一三六頁〔梅謙次郎〕）。

(35) 大判明三六・九・八民録九輯九五一頁。

(36) 大判明四二・四・三〇民録一五輯四三九頁。

(37) 我妻・前掲注（32）二三七～二三九頁。最高裁（前掲注（20）最大判昭三八・一〇・三〇）が「裁判上の催告」の法理を認めた後の我妻栄『新訂民法総則』〔岩波書店・一九六五〕四六一頁でも、この見解は維持されている。

(38) 新堂幸司『新民事訴訟法〔第五版〕』〔弘文堂・二〇一一〕七三六頁以下、高橋宏志『重点講義 民事訴訟法 上〔第二版補訂版〕』〔有斐閣・二〇一三〕七四八頁以下。

(39) 民法四五七条一項は、「債権者を保護するために、特に、債権者が主債務について時効中断の措置をしている限り、保証人に対して、主債務の時効中断の効力が及ぶことを定めただけではなく、主債務が時効中断されている限り、保証債務自体もまた同時に時効中断することを定めたもの」である（東京地判平一〇・一〇・二金法一五六一号七九頁）。

(40) 我妻・前掲書注（37）四五八頁など通説である。

(41) 最大判昭四三・一一・一三民集二二巻一二号二五一〇頁（被告勝訴の事案である）。
(42) 最判昭四四・一一・二七民集二三巻一一号二二五一頁（被告勝訴の事案である）。
(43) 篠原勝美「手形金請求の訴えの提起と原因債権の消滅時効の中断」『最高裁判所判例解説民事篇昭和六十二年度』六三九頁。この判例の要約はしばしば引用される。
(44) この方向にある学説として、松久三四彦「民法（債権関係）改正による新時効法案の審議と内容」星野英一先生追悼『日本民法学の新たな時代』〔有斐閣・二〇一五〕二六二～二六三頁、二六七頁、山田卓生ほか『民法Ⅰ総則〔第四版〕』〔有斐閣Sシリーズ・二〇一八〕二六九～二七二頁〔松久三四彦〕、平野裕之『民法総則』〔日本評論社・二〇一七〕四〇一～四〇五頁。
(45) 一部請求・一部執行についてはかなり議論があったが、それを除くと、裁判上の請求に準ずる場合については、「実際にはここに挙がっているようなパターンだけでなく裁判上の催告というのが認められておりまして、例えば被告の側で抗弁として主張するといったことであります。かつ、それ以外に、訴訟物になるわけではないけれども、裁判上の請求に準じる扱いになる場合があるという判例もあり、そのあたり、必ずしもはっきりしていない状態だと思います。これは最終的には、新しく法律をつくっても解釈にゆだねざるを得ないのかもしれないのですが、もう少しクリアにできないかということは検討する価値があるように思います」という発言があった程度である（前掲注（10）第一二回会議議事録四三頁〔畑幹事〕）。
(46) この方向にある学説として、山野目章夫『民法概論1民法総則』〔有斐閣・二〇一七〕三四六～三四七頁。
(47) 現行二〇四条一項六号・九三九条一項前段、二〇〇二年改正前二〇九条二項四号・二一五条・九四一条後段。
(48) 学説は、根本久「一、訴訟告知と時効中断　二、主債務の時効消滅後連帯保証人に対する債権との相殺の可否」判タ四七二号〔一九八二〕六八頁に詳しいが、近時の文献として、新堂・前掲注（38）八二二～八二三頁、伊藤眞『民事訴訟法〔第五版〕』〔有斐閣・二〇一六〕六七二頁を追加しておく。
(49) 大阪高判昭四五・一・二〇下民集二一巻一・二号一五頁、大阪高判昭五六・一・三〇判時一〇〇五号一二〇頁〔抽象論〕、千葉地裁平九・七・二八自動車保険研究六号一六三頁。
(50) 判決効は債務者にも及ぶ（民訴一一五条一項二号）。

(51) 潮見佳男『新債権総論Ⅰ』〔信山社・二〇一七〕六九四頁。
(52) 平野・前掲注（44）四〇二～四〇三頁。
(53) 平野・前掲注（44）四〇五頁。
(54) 最判昭三七・一〇・一二民集一六巻一〇号二一三〇頁。ただし、通説は反対である（飯倉一乗『詐害行為取消訴訟〔第二版新装版〕』〔日本評論社・二〇一七〕四八五頁）。
(55) 前掲注（30）大判昭一七・六・二三。
(56) 判決効は債務者にも及ぶ（新四二五条）。
(57) 潮見・前掲注（51）七五三頁、平野・前掲注（44）四〇五頁は、債権者代位権の場合と同様、反対である。
(58) 高木豊三発言『法典調査会民法議事速記録第四巻〔日本学術振興会版〕』一七八丁。
(59) 梅謙次郎発言『法典調査会民法議事速記録第四巻〔日本学術振興会版〕』一八〇丁。
(60) 森田宏樹「裁判外紛争解決手続に対する時効中断効の付与」平井宜雄先生古稀記念『民法学における法と政策』〔有斐閣・二〇〇七〕一三八～一四〇頁。
(61) 小山昇『調停法・仲裁法』〔有斐閣・一九五八〕一〇～一二頁。
(62) 最判平五・三・二六民集四七巻四号三二〇一頁。
(63) 綿引万里子「民事調停法に基づく調停の申立てと民法一五一条による時効中断の効力」『最高裁判所判例解説民事篇平成五年度』五二五～五二七頁、松久三四彦「民事調停法に基づく調停の申立てと民法一五一条による時効中断の効力」民商一一〇巻四＝五号〔一九九四〕九二八頁、森田・前掲注（60）一三六頁。
(64) 前掲注（32）『注釈民法(5)』一三四頁〔岡本担〕。
(65) 東京地判平二六・七・二八判タ一四一五号二七七頁。
(66) 加茂紀久男「主債務について債務免除を定めた更生計画の認可決定があった場合と更生手続参加により中断していた保証債務の消滅時効の進行開始の時期」『最高裁判所判例解説民事篇昭和五十三年度』五二〇～五二一頁。
(67) 再生計画認可決定が確定した場合において、監督委員・管財人が選任されていないときは、裁判所は再生手続終結の決定をしなければならないが（民再一八八条一項）、東京地裁の実務では全件で監督委員が選任されているため、ほとん

どの事件で再生計画認可決定確定時と再生手続終結時は分離する（才口千晴＝伊藤眞監修『新注釈民事再生法【下】〔第二版〕』〔きんざい・二〇一〇〕一七二頁〔伊藤尚〕）。

(68) 梅・前掲注（13）三九六頁。

(69) 伊藤眞『破産法・民事再生法〔第三版〕』〔有斐閣・二〇一四〕一〇二五頁。

(70) 訴えの提起は可能である（東京高判昭三六・六・一五東高民時報一二巻六号一二六頁、東京高判昭五四・八・八判時九四三号六一頁）。

(71) 松下淳一＝山本和彦編『会社法コンメンタール13――清算(2)』〔商事法務・二〇一四〕三三～三八頁〔松下淳一〕。

(72) 石川明ほか編『注解民事執行法上巻』〔青林書院・一九九一〕八八二頁〔古島正彦〕。

(73) 最判平八・三・二八民集五〇巻四号一一七二頁（ただし債権届出・配当受領が消滅時効期間経過後の事案である）、井上繁規「第三者の申立てに係る不動産競売手続において抵当権者が債権の一部に対する配当を受けたことと右債権の残部についての時効の中断」『最高裁判所判例解説民事篇平成八年度』三二〇～三二一頁。学説については、伊藤進「抵当不動産競売手続への申立以外の方法による参加と消滅時効中断効（上）」ジュリ一一四六号〔一九九八〕一四五頁以下を参照。

(74) 東京地判平二・三・二八判時一三七四号五八頁。

(75) 抵当権者が配当金を受領して一部弁済を受けた場合に、債権の残部につき時効中断を認めた下級審判決として、東京地判昭四八・三・二〇金法六九三号三一頁がある。淺生重機「不動産競売手続における配当金の請求・受領と時効中断効」金法一三九八号〔一九九四〕六七頁も参照。

(76) 前掲注（10）第一二回会議議事録三七頁〔山本（和）幹事〕。

(77) 前掲注（21）最判平元・一〇・一三は反対。

(78) 「《シンポジウム》民事執行手続と消滅時効中断効」金融法研究一五号〔一九九九〕一八～二〇頁〔伊藤眞〕。同三八～四〇頁〔竹下守夫〕も伊藤に賛成する。

(79) 松久三四彦「不動産強制競売手続において抵当権者がする債権の届出と時効中断」民商一〇三巻一号〔一九九〇〕一一三頁。

(80) 淺生重機「不動産競売における申立債権以外の債権の時効中断（上）（下）」手研四七二号六頁、四七三号三〇頁〔一九九二〕。
(81) 前掲注（3）部会資料69Ａ一八頁。
(82) 最判昭五〇・一一・二一民集二九巻一〇号一五三七頁。物上保証人に対する抵当権実行により、競売裁判所が競売開始決定をし、これを債務者に告知した場合には、被担保債権についての消滅時効は中断することを認めた民事執行法制定前の事件。その前提として、抵当権実行のためにする競売法による競売は、被担保債権に基づく強力な権利実行手段だから、時効中断事由として差押えと同等の効力を有すると述べ、同旨の先例として、大判大九・六・二九民録二六輯九四九頁と前掲注（17）大決昭一三・六・二七を引用する。
(83) 石井教文「債権法改正法案における時効障害としての民事執行」産大法学五〇巻三・四号〔二〇一七〕九一頁。
(84) 「法制審議会民法（債権関係）部会資料31」（http://www.moj.go.jp/content/000095059.pdf）二二頁。
(85) 前掲注（3）部会資料69Ａ一八頁。
(86) 前掲注（12）第七九回会議議事録二五頁〔村松関係官〕。
(87) 前掲注（20）最大判昭三八・一〇・三〇。
(88) 石井・前掲注（83）九一頁、債権法研究会編『詳説改正債権法』〔きんざい・二〇一七〕四一頁〔石井教文〕。
(89) 「法制審議会民法（債権関係）部会第九二回会議議事録」（http://www.moj.go.jp/content/001129009.pdf. 以下では「第九二回会議議事録」として引用する）一八頁〔中田委員〕。
(90) 被保全権利は疎明されるに過ぎない（民保一三条二項）。
(91) 前掲注（3）部会資料69Ａ一九頁。
(92) 仮差押債権者への配当は供託される（現行法では、民執八七条一項三号・九一条一項二号）。
(93) 最判昭五九・三・九判時一一一四号四二頁。
(94) 「第百九十三回国会参議院法務委員会会議録第九号」（http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/193/0003/19304250003009.pdf）一二頁〔小川秀樹政府参考人〕。
(95) 四宮和夫『民法総則〔第四版補正版〕』〔弘文堂・一九九六〕三一四頁。

(96) 松尾博憲＝山野目章夫『新債権法が重要判例に与える影響』〔きんざい・二〇一八〕三四頁〔山野目〕。
(97) 松尾＝山野目・前掲注(96)三五～三七頁〔山野目〕。
(98) 最判平二五・六・六民集六七巻五号一二〇八頁。
(99) 武藤貴明「一　いわゆる明示的一部請求の訴えに係る訴訟において、債権の一部消滅の抗弁に理由があると判断されたため判決において上記債権の総額の認定がされた場合における、残部についての消滅時効の中断　二　いわゆる明示的一部請求の訴えの提起と残部についての裁判上の催告としての消滅時効の中断　三　消滅時効期間の経過後、その経過前にした催告から六箇月以内にした催告と消滅時効の中断」『最高裁判所判例解説民事篇平成二十五年度』三二八～三二九頁。
(100) 明示的一部請求についての確定判決の既判力は残部の請求に及ばない（最判昭三七・八・一〇民集一六巻八号一七二〇頁）。
(101) 法制審議会民法（債権関係）部会「民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明」（平成二五年七月四日補訂。http://www.moj.go.jp/content/000112247.pdf）八三頁。
(102) 前掲注(11)。
(103) 前掲注(3)部会資料69A二四頁。
(104) 大判大五・一二・二五民録二二輯二四九四頁。
(105) 神戸地尼崎支判平一八・一・二三判タ一二二九号二六六頁、大阪高判平一八・五・三〇判タ一二二九号二六四頁。上告は不受理。
(106) 学説の詳細は、石松勉「催告後六か月以内・本来の時効期間経過後になされた承認の時効中断効」福岡大学法学論叢五二巻二～三号〔二〇〇七〕三六六～三六八頁を参照。
(107) 石田喜久夫編『現代民法講義1』〔法律文化社・一九八五〕二九一頁〔藤原康宏・松久三四彦〕。
(108) 前掲注(32)『注釈民法(5)』一〇九～一一〇頁〔川井健〕、幾代通『民法総則〔第二版〕』〔青林書院新社・一九八四〕五七四頁。
(109) 上野隆司ほか「《座談会》時効中断の各種手続と実務上の諸問題」金法二三九八号〔一九九四〕二二～二三頁。

(110) 「法制審議会民法（債権関係）部会資料14―2」（http://www.moj.go.jp/content/000051157.pdf）三二～三三頁、法務省民事局参事官室「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理の補足説明」（平成二三年五月。http://www.moj.go.jp/content/000074988.pdf）二八四頁、前掲注（12）第七九回会議議事録二二頁〔佐成委員〕。

(111) 六箇月という猶予期間は、催告に関する旧一五三条に規定する期間を考慮して認められた（前掲注（3）部会資料69A二二頁）。

(112) 具体的には、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律二五条一項、金融商品取引法一五六条の五一第一項、銀行法五二条の七四第一項、貸金業法四一条の五一第一項、保険業法三〇八条の一四第一項、信託業法八五条の一四第一項、独立行政法人国民生活センター法二七条、公害紛争処理法三六条の二・四二条の二五第二項、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律二四条、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律一六条、建設業法二五条の一六。

(113) 山本和彦＝山田文『ＡＤＲ仲裁法〔第二版〕』〔日本評論社・二〇一五〕二七八頁は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律二五条一項につき、「訴訟手続との連続性を確保し、相手方の保護を図るため、一月の期間制限が設けられている（この点は、司法型ＡＤＲである民事調停・家事調停と同じである）。」と述べ、旧一五一条を引用する。

(114) 東京高判昭三六・二・二七下民集一二巻二号三八一頁。

(115) 東京高判平一三・一二・一九平成一二年（ネ）第五三七九号裁判所ウェブサイト。

(116) 前掲注（3）第百九十二回国会衆議院法務委員会会議録第十三号一頁〔小川政府参考人〕、前掲注（94）第百九十三回国会参議院法務委員会会議録第九号一一頁〔小川秀樹政府参考人〕。

(117) 前掲注（88）『詳説改正債権法』三八頁〔石井教文〕。

(118) 前掲注（12）第七九回会議議事録三〇頁で、この問題の指摘はなされているが、答えは出ていない。

(119) 三箇月に延長された理由については、前掲注（89）第九二回会議議事録二二頁〔合田関係官〕を参照。

(120) 長谷川喬発言『法典調査会民法議事速記録第五巻〔日本学術振興会版〕』一〇八丁。

(121) 大判昭一三・一二・八民集一七巻二六三二頁。

(122) 「法制審議会民法（債権関係）部会資料67Ａ」（http://www.moj.go.jp/content/000118482.pdf）三～四頁。

(123) 最判昭四八・九・七裁判集民一一〇号一三頁。
(124) 前掲注(28)最判平八・九・二七。
(125) 戸根住夫「民事執行、保全による消滅時効障害――今次改正民法案の問題点――」判タ一四二七号〔二〇一六〕五四頁。